

令和8年6月

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

『8年版 源泉徴収税額表とその見方』

お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がありました。

訂正いたしますとともに、みなさまに謹んでお詫び申し上げます。

記

■142 ページ 「基礎控除」欄

【誤】最高 950,000 円

【正】最高 1,040,000 円

■210 ページ

次ページ以降、赤枠内のおり訂正いたします。

【誤】

区分	説明	住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率						各年の控除限度額					
		控除期間	2,000万円以下	2,000万円超	2,500万円超	3,000万円超	4,000万円超						
			の部分の金額	2,500万円以下 の部分の金額	3,000万円以下 の部分の金額	4,000万円以下 の部分の金額	5,000万円以下 の部分の金額						
住宅借入金等特別控除 (措法41・41の2の2)	あらし	住宅を居住の用に供した日	本則	新築等	10年間	0.7%	-			14万円	21万円		
				増築等	10年間	0.7%	-			14万円	14万円		
			認定住宅	新築等	13年間	0.7% (4,500万円以下)			-	31.5万円	35万円		
				既存	10年間	0.7%	-			21万円	21万円		
			令和6年1月1日から 令和7年12月31日まで	特定エネルギー 消費性能向上	新築等	13年間	0.7% (3,500万円以下)		-	24.5万円	31.5万円		
					既存	10年間	0.7%	-			21万円	21万円	
				エネルギー 消費性能向上	新築等	13年間	0.7%	-			21万円	28万円	
					既存	10年間	0.7%	-			21万円	21万円	
				令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで	本則	新築等	10年間	0.7%	-			14万円	14万円
						増築等	10年間	0.7%	-			14万円	14万円
			認定住宅		新築等	13年間	0.7% (4,500万円以下)			-	31.5万円		
					既存	13年間	0.7% (3,500万円以下)		-	24.5万円			
			特定エネルギー 消費性能向上		新築等	13年間	0.7% (3,500万円以下)		-	24.5万円			
					既存	13年間	0.7% (3,500万円以下)		-	24.5万円			
13年間	0.7%	-				14万円							
13年間	0.7%	-			14万円								

(注) 1 特定取得とは、個人の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいいます(措法41⑤)。また、特別特例取得は211ページの2※を参照してください。

2 11年日から13年日までの控除限度額については、住宅の新築取得等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額又は費用の額からその住宅の新築取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等を控除した残額とされる一定の金額に2%を乗じて計算した金額を3で除して計算した金額となります(措法41⑤⑥、震災特例法13の2④)。

※ この計算における住宅の新築取得等には、土地等の取得は含まれません。

3 「特定エネルギー消費性能向上住宅」とは、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋をいいます(措法41⑥三)。

4 「エネルギー消費性能向上住宅」とは、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋をいいます(措法41⑥四)。

5 エネルギー消費性能向上住宅は、令和10年～12年居住の場合、買取再販認定住宅等の取得に限られます。

6 特例対象個人(子育て世代等、207ページ)の取得及び住宅再取得(東日本大震災による被害を受けた者、208ページ)については、上記の表に含まれておりません。

【正】

区分	説明									
	住宅を居住の用に供した日	控除期間	住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率					各年の控除限度額		
			2,000万円以下の部分の金額	2,000万円超2,500万円以下の部分の金額	2,500万円超3,000万円以下の部分の金額	3,000万円超4,000万円以下の部分の金額	4,000万円超5,000万円以下の部分の金額			
住宅借入金等特別控除 (措法41・41の2の2)	あ ら ま し	令和6年1月1日から 令和7年12月31日まで	本則 新築等 既存	10年間	0.7%	-			14万円	
				10年間	0.7%	-			14万円	
			認定住宅 新築等 既存	13年間	0.7% (4,500万円以下)			-	31.5万円	
				10年間	0.7%		-		21万円	
			特定エネルギー 新築等 既存	13年間	0.7% (3,500万円以下)			-	24.5万円	
				10年間	0.7%		-		21万円	
			エネルギー 新築等 既存	13年間	0.7%		-		21万円	
				10年間	0.7%		-		21万円	
			令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで	本則 新築等 既存	10年間	0.7%	-			14万円
					10年間	0.7%	-			14万円
				認定住宅 新築等 既存	13年間	0.7% (4,500万円以下)			-	31.5万円
					13年間	0.7% (3,500万円以下)		-		24.5万円
				特定エネルギー 新築等 既存	13年間	0.7% (3,500万円以下)			-	24.5万円
					13年間	0.7% (3,500万円以下)			-	24.5万円
エネルギー 新築等 既存	13年間	0.7%		-			14万円			
	13年間	0.7%		-			14万円			

(注) 1 特定取得とは、個人の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいいます(措法41⑤)。また、特別特例取得は211ページの2※を参照してください。

2 11年日から13年日までの控除限度額については、住宅の新築取得等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額又は費用の額からその住宅の新築取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等を控除した残額とされる一定の金額に2%を乗じて計算した金額を3で除して計算した金額となります(措法41⑤⑥、震災特例法13の2④)。

※ この計算における住宅の新築取得等には、土地等の取得は含まれません。

3 「特定エネルギー消費性能向上住宅」とは、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋をいいます(措法41⑥三)。

4 「エネルギー消費性能向上住宅」とは、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋をいいます(措法41⑥四)。

5 エネルギー消費性能向上住宅は、令和10年～12年居住の場合、買取再販認定住宅等の取得に限られます。

6 特例対象個人(子育て世代等、207ページ)の取得及び住宅再取得(東日本大震災による被害を受けた者、208ページ)については、上記の表に含まれておりません。